

陀如來（佛）なる勝義空が自らの義（本願）を成就する力用に他ならないから、佛より云え巴利他と云うことになる。もともと諸經論の上では、他利と利他とは殆どの場合、同意に取扱われ、唯、唯識論では自受用身の時は他利、他受用身の時は利他と區別せられてゐるに過ぎない」と述べられている。ところが、論註にあつては、こうした諸經論の取扱いに順じながら、しかも利他的語の意義を重視し、その義を證誠するに三願を引き、遂には「後學者……勿自局分也」と嚴戒せられたのである。この一見勝手な、こじつけの如き論註の釋が、實は、却つてそこに龍樹より曇鸞への相承を知るのみならず、般若經の次の文が注意せられる。

我我所の心なくして六波羅蜜を行する時、此の人は、「般若波羅蜜方便力の護る處と爲るが故に、聲聞辟支佛地に墮せず、疾く阿耨多羅三藐三菩提を得。」と。

今、五念門の行者は、「三種の菩提門相違法を遠離し」、「三種隨順菩提門法を満足」しての化益である故に我々の心なき波羅蜜行である（廣略修行成就、從つて他利と云うべし）。しかもこの化益を「覈求其本」すれば「力願相符」うた彌陀方便力の然らしむるところである（利他なり）。故に「速得成就」となる。まことに、龍樹教説における般若・空の教法は、鸞師にとつては淨土論によつて初めて「五濁之世無佛時」における大乘無婆提舍」云々の文と對考すべし。

かくて、蓮月院師の解明によつて、吾々はここに初めて、他利々他の釋が宗師の深義たることを解了せしめられ得たと同時に

に、海東師が頗深義記に、善巧攝化章以下の菩薩を、五念所修の善男善女、還相廻向の菩薩、法藏菩薩の三者の義を含むと解せられたことの妥當性も顯了となつた譯である。

親鸞の越後に於ける生活に就て

寺 西 惠 然

宗祖の配謫の場は、最初は流入小屋の程度のもので、わびしい生活であつたが、一年経過して幾分、緩和されて草庵造りのようなものへ移住されたようである。次に流罪について少し觸れて置かねばならぬが、中古の刑法は、笞、杖、徒、流、死刑に外に加役流を加えると六刑となるが、此の内、宗祖は死刑に次ぐ重罪でしかも、流刑に近流、中流、遠流の三つある中、最も重い遠流に處せられて居るから極重の刑と云はねばならぬ。しかも五年の刑期中、初め一年は、徒の刑に服せねばならぬ。徒は、唐律疏義に云ふ如く徒は奴であつて奴隸と同じく、還俗せしめられて俗名を得たからには、勞役をしなければならない事になつて居る。しかも老人でなければ、必然的に一年の勞役に服せしめられる、一年終ると流罪者として生活に入るのである。

法學博士瀧川政治郎著、日本奴隸經濟史には、徒と奴の事が詳説され、法曹至要抄には三流のことが明である。次に生活の主食は勿論官糧を給することになつて居る。衣類に關して翻譯名義集に魏時代の色衣制定が出て居るが、

俗者でしかも徒役に服する者は僧衣は許されぬ。徒役、終つてあとは風茶^{ふか}、黒の法衣が許されぬわけではなかつたであらうが、宗祖の衣類は大半は俗者の衣であつたであらう。

食は宗祖にとり京都と北越とは氣候風土が變るとともに食物が非常に異なつてくるので難澁されたに違いない。さきの奴隸史に流謫者に米食は許されて居たことがあるから奴隸にそれが許されて居たことで解る。勿論、黑色米(玄米)である。副食物は雪國の爲め保存の可能である干野菜、干魚であつて、鹽、味噌は與へられた。當時、今日の如く醤油は存在しない。しかし漬物はあつた。三年、四年經過して土着の者と同じい衣、食で生活されたことと思ふ。これが土地の住民と手をとり、親しみを生み、やがての教化の縁となつたのである。四年目頃から守護やそれに屬する役人から赦免の運動があり、從つて役人側から寛大な所致をとり寧ろ遇するような傾きがあつたことと思ふ。

ともかく、宗祖は越後の配處生活によつて人間惡の深い自覺から、いよいよ宗教的内觀が深まり、高次の信仰に生きることを體験されたのである。自信教人信の課題がこゝに、ときほぐされ、食、衣、住、を同じくする土地の住民と心からなる握手をされたのである。かゝる立場から更に一步、進んで士民と同じ凡夫、人間の生活に迄這入つて行き、愈々非僧、非俗の生活を徹底せられたのである。かくて惠信尼と同棲の問題が自然とともない現はれて來なければならぬ。こゝに生活の基盤である草庵が必要となつてくる。當時の草庵なるものは武人、持經者の持佛堂の變形發展したもので、宗祖生涯の草庵生活はそれによつてかたどられ、越後がまた最初のものであつた。

もつたいたいと云うこと

藤谷一海

このことは程從來廣く使われ、端的に宗教的感情を表現して來た言葉は少ないのである。だが近來になつてだんだんこの言葉もかげをひそめ、そうした感情も薄らいで行くようと思われる。

それにしてもこのことばの本義はどう云うことであろうか。

「廣文庫」「も」の部を開くと、

もつたいたなし 無勿體 の次、「下學集」を引いて、

勿體・体・體三字皆同字、勿無也。

大失^ミ正理、細可^シ思^シ之。

と。この下學集は文安元年の序があつて、今から五百年餘り以前の書で、新村博士に依ると、これが辭書の中では、この言ばの最も早く見えたものであるが、以て當時一般にこの語の用いられたことを知るもので、それ以前の鎌倉時代の軍記物などにもすでに「(戰場にて)帶紐解廣げて思うことなく(その用心なく)おはすること勿體なし」(盛衰記三)、(信賴の俄の昇進を見て)「信西餘りの勿體なさに」(平治第一)等にも見えて、これら何れも正當ならぬことに勿體なしと使つた例。

その後、慶長二年の跋ある「易林本節用集」(毛部)又、天和元年の自序ある「爾言便蒙抄」上ノ末六の説、その他後の節用